

一般社団法人日本ウエディングフォトグラファーズ協会定款

平成24年1月11日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ウエディングフォトグラファーズ協会と称し、英文ではJWPA (Japan Wedding Photographers Association) と表示する。

(目 的)

第2条 当法人は、ウエディングフォトに関する調査・研究、展覧会、セミナーの開催等を行うことにより、フォトグラファーの地位向上、ウエディング写真の向上及びウエディングフォトの普及をはかり、もって我が国の産業、経済、社会、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ウエディングフォトに関する調査・研究
2. ウエディングフォトに関する研修会及びセミナー等の開催
3. ウエディングフォトに関する知的所有権の擁護・確立
4. ウエディングフォトに関する展覧会及び技術・機材展等の開催
5. その他当法人の目的を達成するため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第7条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第8条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社
の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び経費の支払義務)

第9条 社員は、入会金及び会費を払うものとし、その金額は社員総会の決議で
定める。本条の会費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以
下「法人法」という。）第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の
主たる事務所に備え置くものとする。

当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社
員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第11条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にする
ものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社すること
ができる。
- 2 死亡。
- 3 総社員の同意。
- 4 除名。
- 5 会費を1年以上納入しないとき。

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によって
することができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1
号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者及び議長が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に理事長1名を置き、理事会の決議によって選定する。

前項のほか、必要に応じて副理事長1名を置くことができ、理事会の決議によって選定する。

理事長は、法人法上の代表理事とする。

理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招 集)

第26条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所へ備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第34条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県川崎市宮前区白幡台一丁目1番地9

安澤剛直

奈良県生駒郡安堵町大字東安堵64番地の11

池田一喜

徳島県名西郡石井町石井字石井380番地10

阿部拓歩

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 安澤剛直

設立時理事 池田一喜

設立時理事 阿部拓歩

設立時監事 小島靖雄

(設立時の代表理事)

第38条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

神奈川県川崎市宮前区白幡台一丁目1番地9

設立時代代表理事 安澤剛直

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年6月末日までとする。

(主たる事務所の所在場所)

第40条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

主たる事務所 神奈川県川崎市宮前区白幡台一丁目1番地9

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本ウエディングフォトグラファーズ協会を設立のため、設立時社員安澤剛直外 2 名の定款作成代理人である司法書士星野 文仁は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 2 4 年 1 月 1 1 日

設立時社員 神奈川県川崎市宮前区白幡台一丁目 1 番地 9
安澤剛直

設立時社員 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 6 4 番地の 1 1
池田一喜

設立時社員 徳島県名西郡石井町石井字石井 3 8 0 番地 1 0
阿部拓歩

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人
東京都千代田区麹町三丁目 7 番地 1 0
司法書士 星野 文仁